

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月26日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第15号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成28年1月13日専決

亀山市長 櫻井 義之

市道一色7号線における車両物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成27年9月17日、[REDACTED]が市道一色7号線を通行中、道路の陥没にはまり同氏所有の車両のタイヤを破損させた。

2 相手方住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

3 損害賠償の額

2,981円